

第2野火止児童クラブ民営化検討会設置要領

(設置)

第1条 第2野火止児童クラブを民営化するにあたり、必要な事項を検討するため、第2野火止児童クラブ民営化検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、第2野火止児童クラブを民営化するにあたり、より安全で安心した保育を行うことができるようにするための基本的な考え方について、検討を行うものとする。

(組織)

第3条 検討会は、次に掲げる19人以内の委員をもって組織する。

- (1) 東村山市学童保育連絡協議会 6人以内
- (2) 野火止児童クラブ父母会 8人以内
- (3) 子ども家庭部職員 5人以内

2 委員の任期は、所掌事項の完了までとする。

(会長等)

第4条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、子ども家庭部長とする。副会長は子ども家庭部次長とする。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 検討会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 東村山市学童保育連絡協議会及び野火止児童クラブ父母会の委員は、あらかじめ会長に申し出れば、代理を立てることができる。

(公開)

第6条 検討会の会議は、東村山市付属機関等の会議の公開に関する指針に基づき、公開とする。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、子ども家庭部児童課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この要領は、平成28年5月21日から施行する。